



長野県報

11月7日(月)
令和4年
(2022年)
第354号

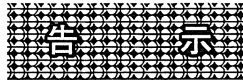
目次

告示

公共測量の実施(建設政策課).....	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2

公告

県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	2
土地改良区の解散の認可(農地整備課).....	3



長野県告示第568号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年11月7日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 空中写真撮影(地図情報レベル1000)
- 作業期間
令和4年10月17日から令和5年3月10日まで
- 作業地域
長野市、松本市、上田市、千曲市、東御市、安曇野市、東筑摩郡生坂村、北安曇郡池田町、埴科郡坂城町

建設政策課

長野県告示第569号

都市計画法(和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年11月7日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線
飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線
飯田都市計画道路 3・3・45号竹佐北方線
- 都市計画を定める土地の区域
飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線
平成14年長野県告示第512号の土地の区域のうち、飯田市育良町1丁目の一部を変更する。
なお、飯田市北方及び大瀬木は削除する。

飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線
 平成31年長野県告示第36号の土地の区域のうち、飯田市北方の一部を変更する。
 飯田都市計画道路 3・3・45号竹佐北方線
 飯田市竹佐、久米、中村、三日市場、大瀬木及び北方の各一部を追加する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

都市・まちづくり課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年11月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

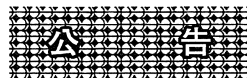
令和4年11月7日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野小布施線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市西一丁目1713番の7地先から 中野市西一丁目1665番の8地先まで	旧	m 6.0～9.5	km 0.2043
同 上	新	16.0～20.7	0.2054

道路管理課



公告

県営柳原地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年11月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類 県営柳原地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和4年11月8日から令和4年12月6日まで
- 3 縦覧の場所 飯山市役所

農地整備課